

図-10 主な点検箇所（防雪柵：吹溜柵）

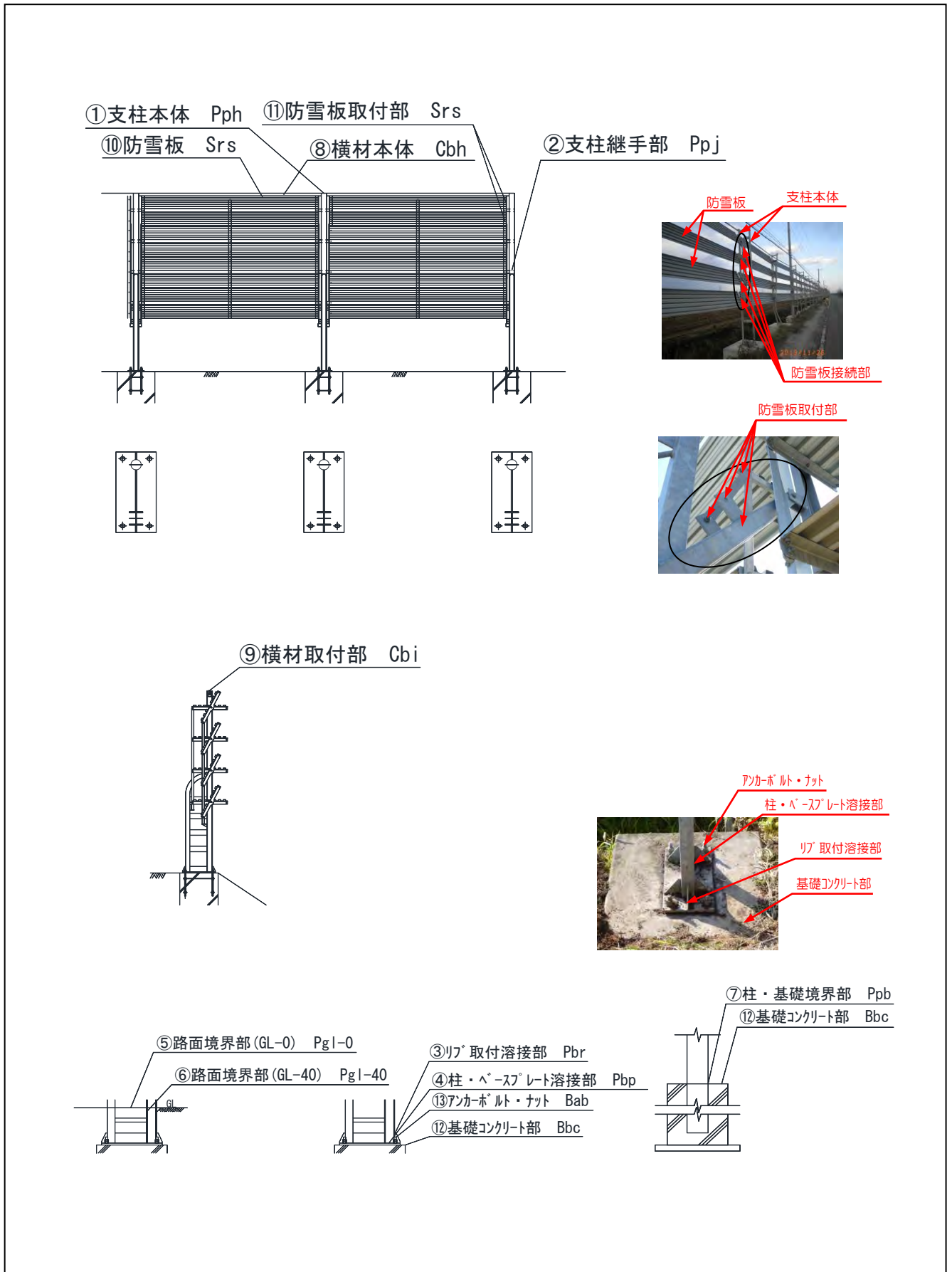


図-11 主な点検箇所（防雪柵：自立式吹払柵）

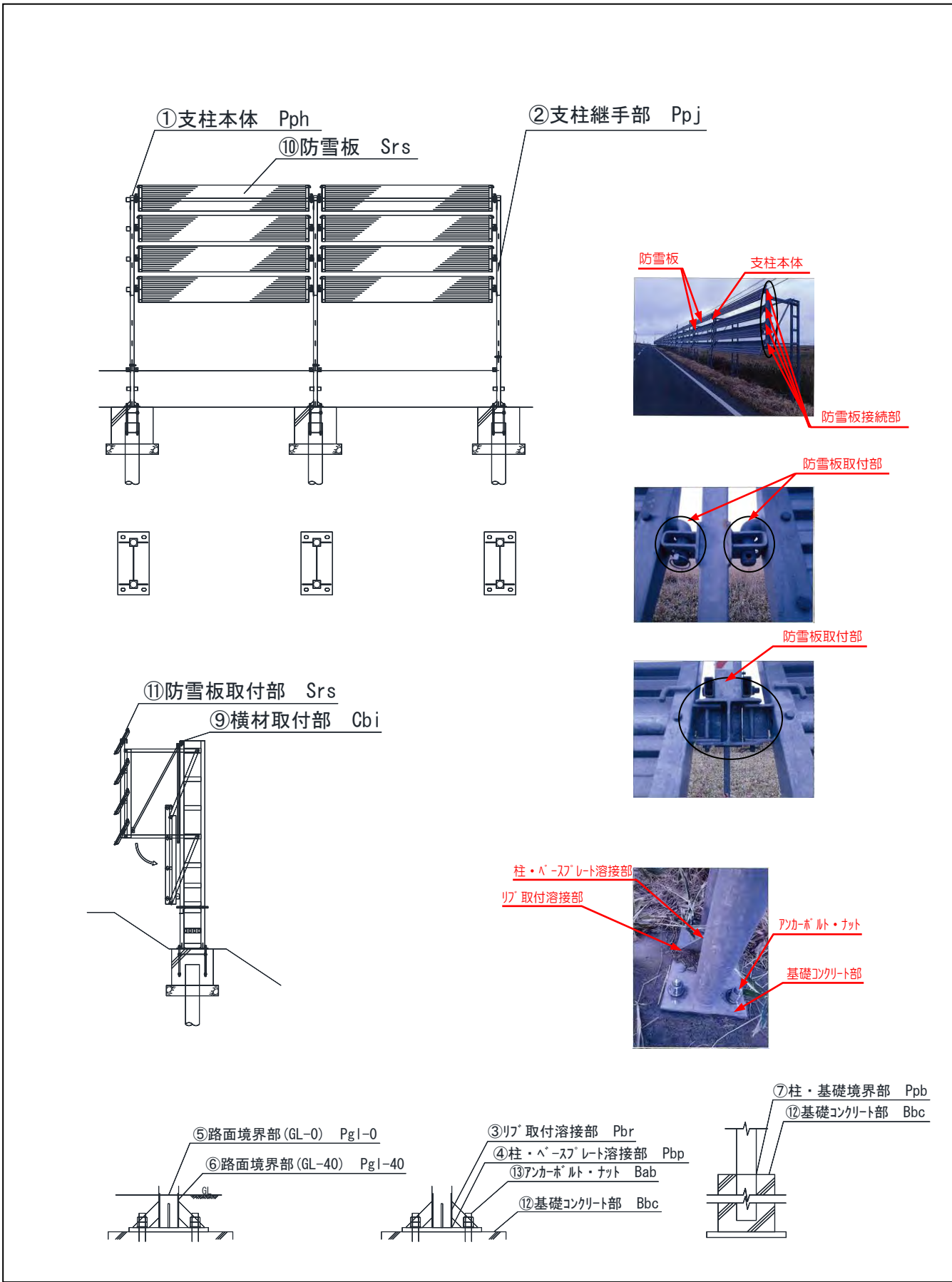


図-12 主な点検箇所（防雪柵：オーバーハング式吹払柵）

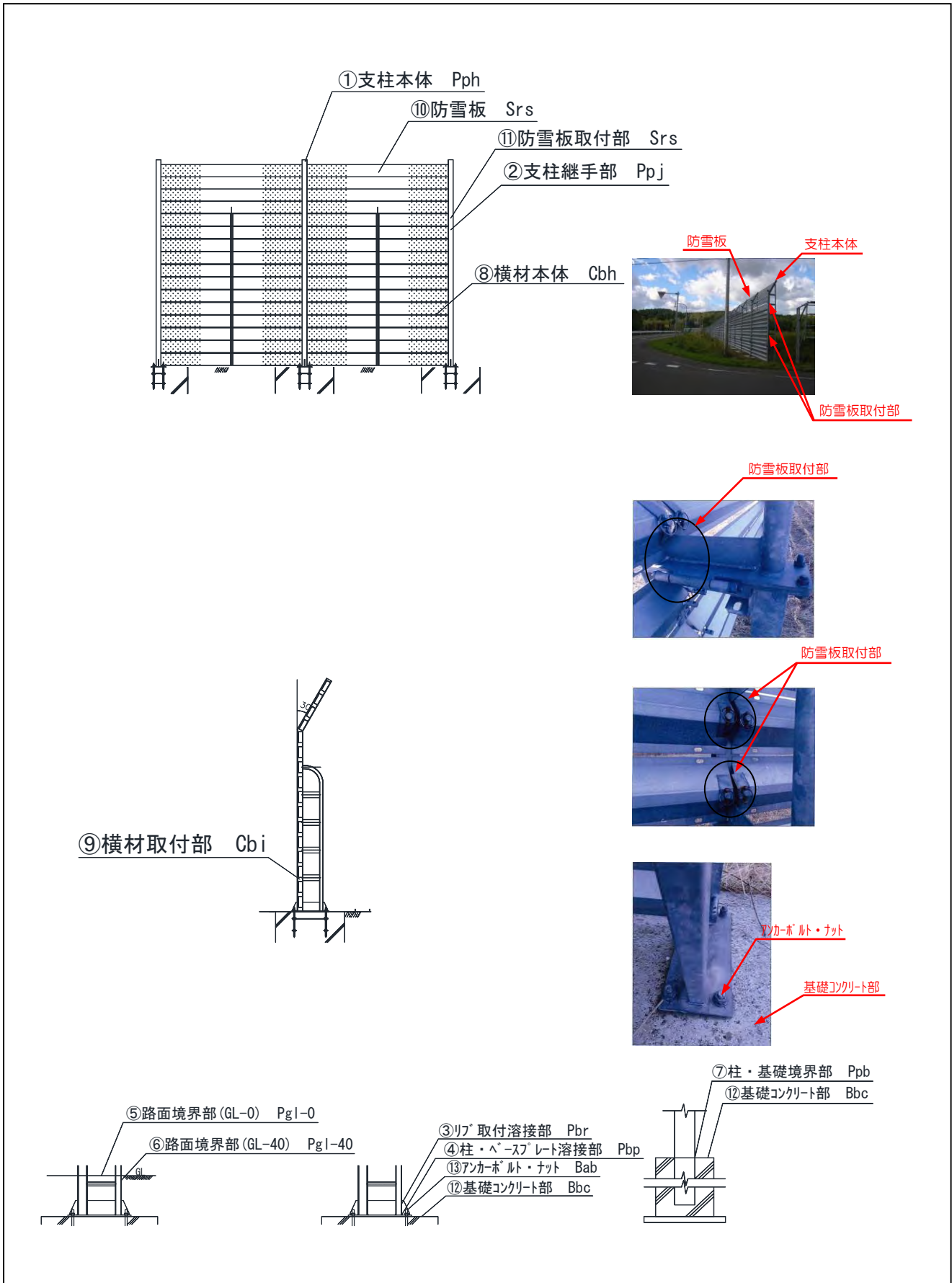
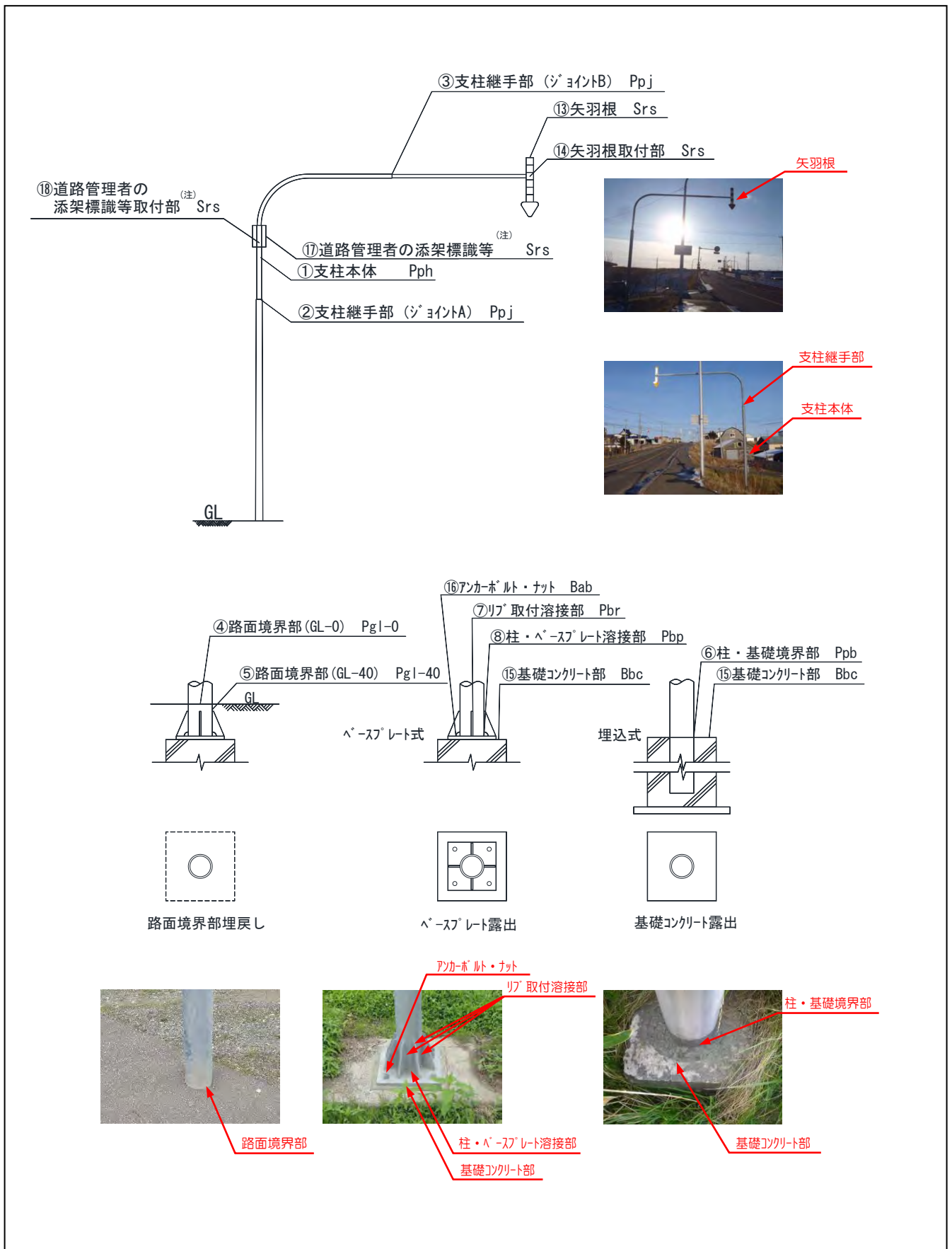
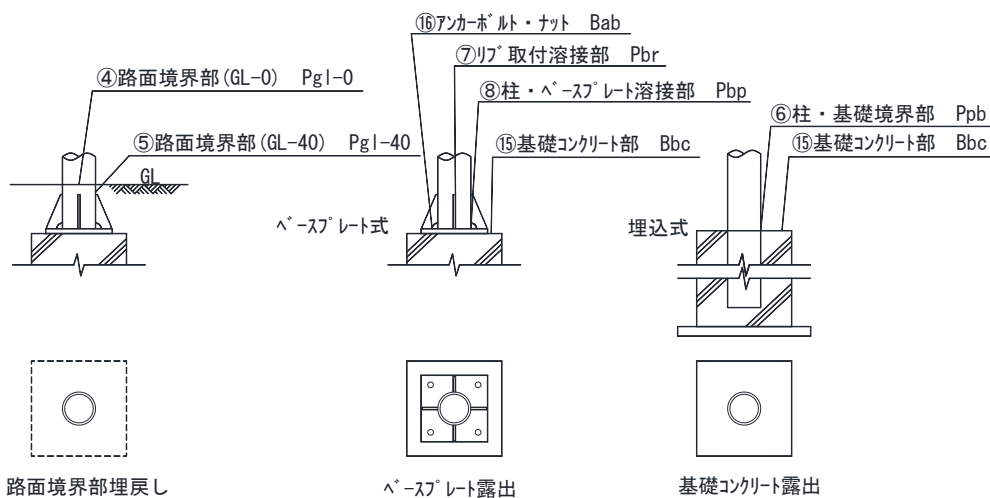
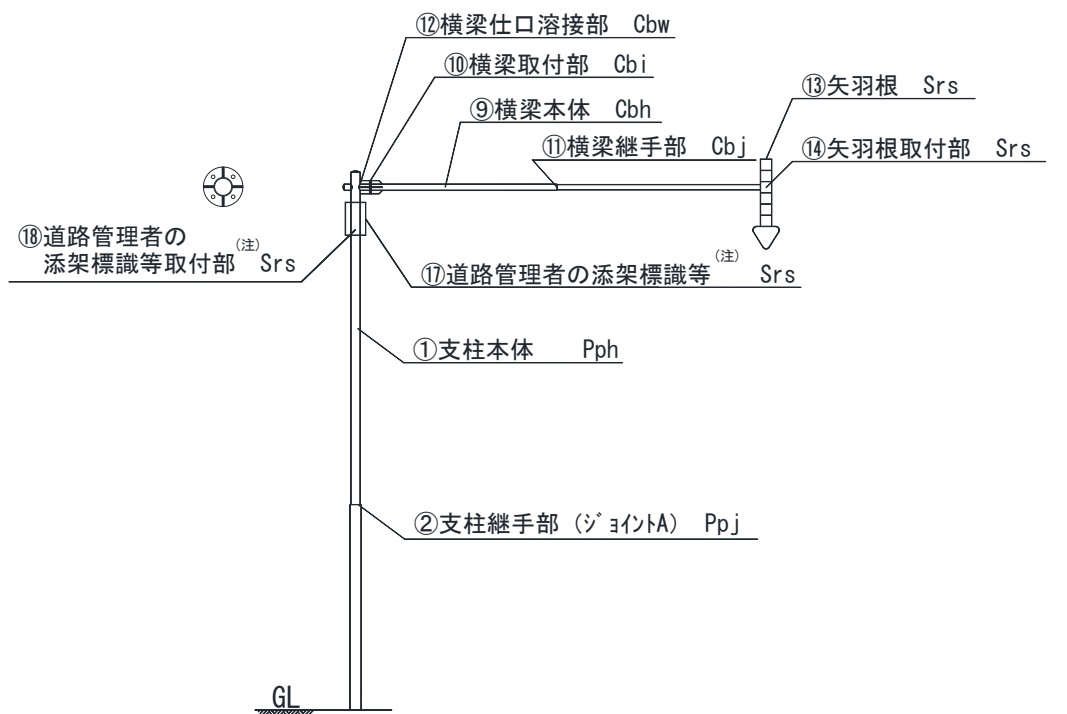


図-13 主な点検箇所（防雪柵：吹止柵）



(注) ソーラーパネル、センサー等含む

図-14 主な点検箇所 (大型スノーポール：テーパー型)



(注) ソーラーパネル、センサー等含む

図-15 主な点検箇所 (大型スノーポール : アームフランジ型)



### 3 損傷の種類

部材の損傷程度の評価は、表-2 に示す損傷内容毎に行う。各損傷の発生例を、表-3 に示す。

表-2 損傷内容の種類

材料の種類	損傷内容
鋼部材	き裂、破断、変形・欠損、腐食、ゆるみ・脱落、滞水、その他
コンクリート部材	ひびわれ、うき・剥離、滞水、その他

表-3 損傷内容

損傷内容	代表写真
き裂	 
破断	
変形・欠損	  
腐食	 
ゆるみ・脱落	 
ひびわれ うき・剥離	 

## 4 損傷内容の統一化

定期点検により確認する損傷内容の種類は表-2 に示したとおりであるが、実構造物において顕在化する損傷は、この他にも多種にわたり確認されることが予想される。

また、同一種の損傷であっても、「き裂」と「ひび割れ」、「腐食」と「さび」、「変形」と「へこみ」など、点検にあたる者の表現方法に相違が生じた場合は、記録様式内の統一性が損なわれ、維持管理方針の決定に齟齬が生じるおそれもある。

以上を踏まえ、各種様式類への損傷内容の記載方法を表-4 に、点検対象外として扱う損傷の例を表-5 に整理する。

表-4 様式類への記載に際する損傷内容の統一

損傷例	表-2 に該当する損傷内容	損傷内容の統一方法
ひび 割れ ひび割れ など	き裂※	「ひび」・「ひび割れ」などは、「き裂」と同一の損傷内容であることから、様式内の記載は「き裂」として統一する。 判定区分は表-2 に依る。
さび 腐朽 など	腐食	「さび」・「腐朽」などは、「腐食」と同一の損傷内容であることから、様式内の記載は「腐食」として統一する。 判定区分は表-2 に依る。
ぐらつき がたつき など	ゆるみ	「ぐらつき」・「がたつき」などは、取付部を固定する部材の「ゆるみ」が原因と考えられることから、様式内の記載は「ゆるみ」として統一する。 判定区分は表-2 に依る。
灯具無し 灯具が <sup>△</sup> -無し 防雪板・枠の消失 など	脱落	部材が消失したものは、「脱落」として統一する。ただし、意図的に撤去されたことが明らかな場合は、その旨を「その他」として記載するものとする。
ガラス(カバー・レンズ)割れ 固定バンド破損 情報板等の破損 電灯 BOX 蝶番破損 ワイヤ破断・切断 など	破断 欠損	「割れ」・「破損」などにより、部材が断ち切れている場合は、「破断」として様式内の記載を統一する。 「割れ」・「破損」などにより、部材が一部消失している場合は、「欠損」として様式内の記載を統一する。
曲がり 凹み 傾き など	変形	「曲がり」・「凹み」などは、部材の「変形」によるものであることから、様式内の記載は「変形」として統一する。

※鋼部材に限る



表-5 点検対象外として扱う損傷例

損傷例	損傷内容の統一方法
白さび	<p>白さびは、亜鉛メッキ加工された部材の表面に認められる、チョーク粉のような白色の亜鉛酸化物である。白さびの段階では母材の損傷（腐食）には至らないため、判定の対象からは除外する。</p> <p>ただし、メッキの異常箇所については母材の状態に注視し、腐食が認められる場合は、「腐食」として判定を行うものとする。</p>
傷 (ひっかき傷・擦り傷)	<p>部材表面への接触による傷などで、腐食や変形を伴わず、施設の耐久性に影響を及ぼすおそれの低いものは、判定の対象から除外する。</p> <p>ただし、腐食や変形を伴う場合は、各々の損傷内容として判定を行うものとする。</p>
塗装劣化 汚れ 変色	<p>塗装の劣化（ふくれ・割れ・はく離など）、汚れ、変色などは、構造部材の損傷とは異なるため、判定の対象から除外する。</p> <p>ただし、塗装の異常箇所については母材の状態に注視し、腐食が認められる場合は、「腐食」として判定を行うものとする。</p>
電気設備用開口部等 におけるパッキンの劣化	<p>パッキンの劣化は、構造部材の損傷とは異なるため、判定の対象から除外する。</p> <p>ただし、支柱内部への水の浸入（滞水）や腐食が認められる場合は、各々の損傷内容として判定を行うものとする。</p>

## 5 判定の統一化

定期点検の対象となる道路附属物は膨大な数に及ぶことから、現地での点検に要する時間は勿論のこと、健全性の診断に要する労力も膨大となることが予想される。

また、附属物の維持管理を効果的に進めるためには各施設の現状をある統一的な視点のもと、ある一定のレベルで把握する必要がある。

このため、健全性の診断は、点検にあたる者の主観にとらわれることなく、客観的な判断に基づいて効率的に行われる必要がある。

ここでは、客観評価を行う際の一助とするべく、ストック点検時において確認された損傷の具体を写真を用いて例示し、各施設、各部材に係る判定区分の目安を損傷内容毎に整理した。参考として、判定に至るまでの考え方、根拠等の説明を併記している。

点検結果に基づき、経過観察、詳細調査の実施、あるいは対策の実施等、今後の維持管理方針が定まることとなる。

このため、健全性の診断結果は、維持管理を効果的に進める上できわめて重要な情報となる。

点検の着手に際しては、本資料を用いて点検にあたる要員内の意思統一を図ることも有効と考えられる。定期点検の重要性を踏まえ、客観評価を行う際の目安として本資料を活用されたい。